

気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会設置要綱

（設置）

第1条 「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討会」（以下「検討会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 検討会は、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）等を踏まえ、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画（以下「海岸保全基本計画」という。）を変更するため、その基礎となる計画外力の設定等について、技術的見地から提言、助言を行うことを目的とする。

（業務）

第3条 検討会は、次の事項について検討する。

- （1）気候変動を考慮した計画外力の設定
- （2）上記外力に対する施設整備方針の策定
- （3）その他、必要な事項

（組織）

第4条 検討会は、別表1に掲げる委員で構成する。

- 2 別表1に掲げる委員は、徳島県知事が委嘱する。
- 3 別表2に掲げるものはオブザーバーとして会議に参加する。

（会長）

第5条 検討会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席をもって開くものとし、過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に参加することができる。
- 4 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときには、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長が必要と認めるときには、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 検討会に関する事務は、県土整備部河川整備課及び運輸政策課、農林水産部生産基盤課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮り、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和6年8月1日から施行する。
- 4 この要綱は、第2条の検討を終えたとき、その効力を失う。

別表1

氏 名	役 職	備 考
中野 晋	徳島大学環境防災研究センター 特命教授	地域防災学 沿岸域工学
武藤 裕則	徳島大学大学院社会産業理工学研究部 徳島大学理工学部長 大学院創成科学研究科長 教授	河川工学
安田 誠宏	関西大学環境都市工学部 都市システム工学科 教授	海岸工学
山中 亮一	徳島大学環境防災研究センター 准教授	海岸工学
柴田 亮	国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室 室長	

別表2

氏 名	所 属 ・ 職 名	備 考
高尾 俊輝	国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長	